

# 財団法人 静岡経済研究所寄附行為

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、財団法人静岡経済研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡市に置く。なお、理事会の議決を経て、県内の必要の地に従たる事務所を設けることができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内の経済一般並びに各種産業の調査研究を行い、産業の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県内の経済一般並びに各種産業の調査研究
- (2) 各種講習会、研修会、講演会等の開催並びに経営、税務、法律に関する相談
- (3) 参考図書を購入、保管及び貸付け
- (4) 資料の収集、保管、編集及び刊行に関すること
- (5) その他この法人の目的達成上必要と認める事業

## 第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものより成る。

- (1) 設立当初寄附された別紙財産目録記載の財産
- (2) 寄附金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) その他の収入

(資産の種類)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 . 基本財産は、次の各号に掲げるものから成り、これを処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会の審議を経、理事会で理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、静岡県知事の承認を得てその一部を処分することができる。

( 1 ) 基本財産として指定を受けた寄附財産

( 2 ) 理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産

3 . 運用財産は、基本財産の元本以外の財産から成る。

(経費支弁)

第 7 条 この法人の経費は、運用財産で支弁する。

(財産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

第 9 条 資産のうち現金は、確実な銀行に預け入れ、あるいは確実な有価証券に換えて保管するものとする。なお、評議員会の審議を経、理事会の議決を得て不動産を買入れ、又は処分することができる。

(剰余金処分)

第 10 条 年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部もしくは一部を翌年度に繰越すか、又は基本財産に繰入れるものとする。

(予算及び決算)

第 11 条 この法人の毎年度の歳入歳出予算は、年度開始前に評議員会の審議を経、かつ、理事会の承認を経て定め、歳入歳出決算は、年度終了後 3 か月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て、評議員会の審議を経、かつ、理事会の承認を求めるものとする。

(会計年度)

第 12 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第4章 役員及び職員

### (役員)

第13条 この法人に次の役員を置くことができる。

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| (1) 理事長  | 1人                         |
| (2) 副理事長 | 1人                         |
| (3) 専務理事 | 2人以内                       |
| (4) 常務理事 | 2人以内                       |
| (5) 理事   | 8人以上15人以内(第1号乃至第4号の役員を含む。) |
| (6) 評議員  | 20人以上50人以内                 |
| (7) 監事   | 3人以内                       |

### (役員を選出)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
3. 評議員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
4. 理事、評議員及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

### (任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
3. 増員によって就任した役員の任期は、他の役員の任期終了までとする。

第16条 役員の任期満了の場合であっても、後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。

### (役員の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
4. 常務理事は、常務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を図る。
6. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項を審議する。

7. 監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条 役員は、任期中であってもこの法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったときは、評議員会（評議員にあっては理事会）において、評議員現在数の4分の3以上の同意を得てこれを解任することができる。

第19条 常勤の役員は、有給とすることができる。

(顧問参与等)

第20条 この法人に顧問、参与、維持会員及び賛助会員を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、学識経験のある者のうちから理事会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
4. 維持会員、賛助会員については、別に定める規程による。

(職員)

第21条 この法人に職員若干人を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(会 議)

第22条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(招 集)

第23条 会議は、必要に応じ、随時理事長が招集する。

2. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
3. 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。
4. 会議を構成する役員の5分の1以上の連名又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかにその会議を招集しなければならない。

(招集の方法)

第24条 会議の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項及び会議の日時並びに場所を記載した書面により通知するものとする。

(定足数)

第25条 会議は、その会議を構成する役員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(表 決)

第26条 会議の議事は、出席役員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決し、又は代理人に委任することができる。

この場合は、出席したものとみなす。

第28条 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め会議に代えることができる。

(議決事項)

第29条 理事会には、この寄附行為に規定してあるもののほか、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 諸規定の制定改廃
- (3) その他理事長が付議した事項

第30条 評議員会には、この寄附行為に規定してあるもののほか、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 財産処分の承認
- (3) その他理事長が付議した事項

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、評議員会の審議を経、理事会で理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、静岡県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第32条 この法人は、評議員会の審議を経、理事会で理事現在数の4分の3以

上の同意を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第33条 前条により解散したときの残余財産は、理事会の議決を経て、普通地方公共団体へ寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

第34条 この寄附行為を施行するについて、必要な事項は、理事会の同意を経て、理事長が定める。

附 則

この変更は、平成5年8月18日から施行する。

附 則

この変更は、平成9年6月9日から施行する。

附 則

この変更は、平成14年7月9日から施行する。